

令和7年度 積算基準の改定に伴う週休2日補正の変更について（お知らせ）

令和7年10月
たつの市

みだしの件について、兵庫県の積算基準における、週休2日補正が改定されたため、本市における取り扱いを下記のとおりお知らせします。

記

1. 積算基準の改定に伴う週休2日補正の変更

（1）改正内容

月単位の週休2日の補正係数により当初設計を行います。

2. 改正時期

設計書の単価適用年月日が令和7年10月1日以降の契約課が発注する土木工事

3. その他

詳細については、「令和7年度 積算基準の運用（積算参考資料Ⅰ）」を参照して下さい。

兵庫県では、完全週休2日（土日）、週休二日（交替制）が実施されていますが、たつの市においては、今後の検討とします。